



広報さつま

— ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町 —

令和6年8月1日：第8版

【お知らせ版①】

発行：さつま町役場 総務課 秘書広報係

電話：(0996)24-8919

総務課 行政係から

案内 弁護士による無料法律相談会 法律の専門家に相談してみませんか

鹿児島県弁護士会による無料法律相談会が開催されます。隣人トラブル、相続問題、交通事故、多重債務など、身近な生活上の様々な困り事について無料で相談できます。お気軽にご相談ください。相談には事前予約が必要です。

【日時】 8月28日(水) 午後1時～4時
※相談時間 30分以内

【場所】 役場本庁2階 会議室2-B

【定員】 6人

【申込方法】 鹿児島県弁護士会事務局へ
電話でお申し込みください

【申込期限】 8月26日(月)

＜お問い合わせ・申し込み先＞
鹿児島県弁護士会事務局
電話：(0992)26-3765

町民環境課 環境係から

案内 犬のしつけ教室を開催します

犬は、私たちにとってとても身近な動物ですが、一緒に暮らす上でのルールやマナーをしっかりとしつける必要があります。

愛犬と一生一緒に暮らすために必要なルールやマナーを教え、何が正解でどうしてほしいかを犬に伝えていくためのアドバイスをを行う犬のしつけ教室を実施しますので、お気軽にご参加ください。予約は不要で、無料で参加できます。

【日時】 8月7日(水)から毎週水曜日に実施
午後6時～7時

【場所】 宮都大橋上流左岸河川敷



＜お問い合わせ先＞
鹿児島県動物愛護推進員：東郷 光行
電話：090-5382-9377

ほけん福祉課 福祉係から

案内 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定について

厚生労働省では、先の大戦によって海外や沖縄、硫黄島で亡くなられた戦没者のご遺骨の身元を特定して、遺族の元へお返しするため希望者のDNA鑑定を実施しています。申請方法など詳細については、お問い合わせください。

【対象地域】

硫黄島、インド、インドネシア(西部ニューギニア含む)、沖縄、樺太、旧ソ連、モンゴル、タイ、中部太平洋地域、東部ニューギニア、ノモンハン、ビスマーク・ソロモン諸島、フィリピン、ミャンマー(ビルマ)

※厚生労働省が遺骨収集を行い、ご遺骨の検体を保管している地域

【申請できる方】

対象地域の戦没者の配偶者・子・父母・孫・兄弟姉妹・甥・姪など



戦没者遺骨の
DNA鑑定

＜お問い合わせ先・ご相談先＞
厚生労働省 社会・援護局事業課
戦没者遺骨鑑定推進室
電話：03-3595-2219
受付時間：午前9時30分
～午後6時(平日のみ)

ほけん福祉課 健康増進係から

案内 ゲートキーパー養成講座を開催します

身近な人の悩みに気付き、話を聴き、支援につなげて見守るゲートキーパーの養成講座を開催します。無料で参加できますので、ぜひお申し込みください。

【日時】 8月29日(木)
午前10時～11時30分

【場所】 鶴田中央公民館

【講師】 一般社団法人高橋聡美研究室
代表 高橋聡美氏

【定員】 150人

【申込期限】 8月9日(金)



ゲートキーパー
養成講座について

※ゲートキーパーは自主活動であり、養成講座後の活動依頼はありません。

＜お問い合わせ・申し込み先＞
さつま町役場 ほけん福祉課 健康増進係
電話:(0996)24-8933
窓口:本庁1階4番-⑤

農林課 農政係から

防除 水稻の防除をお願いします

一斉防除(基幹防除)

【対象病害虫】 いもち病、紋枯病、ウンカ類、カメムシ類、コブノメイガ

【防除期間】 8月12日(月)～18日(日)

※使用農薬などは、お近くの販売店にお問い合わせください。

穂揃期(防除適期)



【対象病害虫】 カメムシ類

※80%出穂したら防除してください。カメムシ類が多発している場合は、7～10日後に再度防除してください。

※使用農薬などは、お近くの販売店にお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞
さつま町役場 農林課 農政係
電話:(0996)24-8942
窓口:本庁別館1階

ほけん福祉課 高齢者支援係から

案内 高齢者いきいきチケットを交付しています

町が指定する事業所の温泉やバス、タクシー、針灸あん摩マッサージなどを利用できる高齢者いきいきチケットを交付しています。交付対象者で、まだ受け取っていない場合は、お早めに交付を受けてください。代理での受取も可能です。

【交付対象】

住民基本台帳に記載のある満75歳以上の方
※誕生日を迎えた日から受け取れます。

【交付内容】

一人あたり 4,000円(100円×40枚)

【交付場所】

- ・役場本庁ほけん福祉課高齢者支援係
- ・鶴田支所町民生活係
- ・薩摩支所町民生活係

高齢者いきいき
チケットについて



【交付の際に必要なもの】

身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)

※代理で受け取る場合は、交付対象者と代理受領者両方の身分証明書をお持ちください。

【その他】

- ・有効期限は、令和7年3月31日(月)までです。
- ・年度内の交付は、1人1回です。
- ・紛失した場合、再発行はありません。

＜お問い合わせ先＞
さつま町役場 ほけん福祉課 高齢者支援係
電話:(0996)24-8934
窓口:本庁1階4番-②

助 成

物価高騰対策支援給付金・調整給付金を支給します

令和6年度に新たに住民税非課税や均等割のみ課税となる世帯、定額減税しきれないと見込まれる方に対して、給付金を支給します。

**■令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯
及び新たに住民税均等割のみ課税世帯・子ども
加算 給付金**

令和5年度に給付金(7万円・10万円)を受給した方は対象外となります。

【対象世帯・給付額】

- ① 世帯全員が新たに令和6年度住民税均等割非課税となる世帯
給付額:1世帯あたり10万円
- ② 世帯全員が新たに令和6年度住民税均等割のみ課税者または住民税均等割のみ課税者及び非課税者となる世帯
給付額:1世帯あたり10万円
- ③ ①②の対象世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯
給付額:1人あたり5万円

【申請方法】**「支給のお知らせ」が届く世帯**

「支給のお知らせ」が届いた場合、記載されている振込口座が、現在も使用できる状況であれば手続きは不要です。もし、解約などされている場合は、「支給のお知らせ」の記載方法により、申請期限までに手続きを行ってください。

「支給要件確認書」が届く世帯

「支給要件確認書」が届いた世帯は、内容を確認して、必要事項をご記入の上、申請期限までにご返送ください。

【申請期限】

10月31日(木)

※支給要件確認書の申請期限になります。

■調整給付金

(定額減税しきれない方が対象となります)

【対象世帯】

町から令和6年度個人住民税が課税されている方のうち、納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方が対象です。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。

【申請方法】**「支給のお知らせ」が届く世帯**

「支給のお知らせ」が届いた場合、記載されている振込口座が、現在も使用できる状況であれば手続きは不要です。解約などされている場合は「支給のお知らせ」の記載方法により、申請期限までに手続きを行ってください。

「支給要件確認書」が届く世帯

「支給要件確認書」が届いた世帯は、内容を確認して、必要事項をご記入の上、申請期限までにご返送ください。

【申請期限】

10月31日(木)

※支給要件確認書の申請期限になります。



物価高騰対策
支援給付金



調整給付金

＜お問い合わせ先＞

さつま町役場 ほけん福祉課 福祉係
電話:(0996)52-0201
窓口:本庁1階4番-③

助 成

がん患者の医療用ウィッグと乳房（胸部）補整具の購入を支援します

がん患者の方の治療や就労などを支援するため、医療用ウィッグと乳房（胸部）補整具の購入費用の一部を助成します。

【助成対象者】

- ・申請日時時点で、町内に住所を有する方
- ・がんと診断され、薬物療法、放射線治療、手術などの治療を受けた方または受けている方
- ・既に助成事業や他の助成制度で、医療用ウィッグ、乳房（胸部）補整具の購入費用の助成または給付を受けていない方

【助成対象物品】

令和6年4月1日以降に購入した医療用ウィッグ、乳房（胸部）補整具

■医療用ウィッグ等

医療用ウィッグ全頭用

（装着時に皮膚を保護するネットを含む）

※1人につき1台に限ります。また、付属品やケア用品、がん以外の脱毛による購入は対象外です。

■乳房（胸部）補整具

手術による乳房の変化に対応するための補整下着、補整パッド、専用入浴着、人工乳房

※乳房再建術などによって体内に埋め込まれたものは対象外です。

【助成金額】

助成は、対象者1人につきそれぞれ1回限りです。

■医療用ウィッグ等

購入額または2万円のいずれか低い金額（千円未満は切り捨て）

■乳房（胸部）補整具

購入額または1万円のいずれか低い金額（千円未満は切り捨て）

【申請方法】

ほけん福祉課健康増進係へ申請書兼請求書を提出してください。申請書兼請求書は、提出先窓口にあるほか、町ホームページからダウンロードできます。



がん患者アピアランス
支援事業について

【申請に必要なもの】

- ① 申請書兼請求書
- ② がんと診断され、治療を受けているまたは受けたことを証明する書類のコピー（治療方針計画書、診療明細書など）
- ③ 助成対象物品を購入したことが分かる書類（領収書など）
- ④ 振込口座の通帳の写し
- ⑤ 本人確認書類の写し（運転免許証など）
- ⑥ 印鑑（スタンプ印は不可）

【申請期限】

令和7年3月31日（金）

※令和6年度購入分



＜申し込み・お問い合わせ先＞
さつま町役場
ほけん福祉課 健康増進係
電話：（0996）24-8933
窓口：本庁1階4-⑤番



学校給食センター 学校給食センター係・消防総務課 消防団係から

案 内 コンテナ配送車と消防ポンプ自動車を売却します

町では、使用しなくなった車両を入札により売却します。

給食コンテナ配送車

- ・型 式 PB-XZU346M
- ・駆 動 5速マニュアル
- ・用 途 貨物 ※3人乗り
- ・走 行 距 離 243, 843km
- ・初年度登録 平成17年12月
- ・車検有効期限 令和6年12月27日
- ・総排気量 4.89L ※燃料は軽油

【参加資格】

町内に事業所を有する法人または住所を有する個人

【入札申込期間】

8月1日(木)～23日(金)
午前8時15分～午後5時

【現地説明会】

入札の参加を希望する方は可能な限り参加してください。現地説明会に参加する場合は、8月8日(木)までに学校給食センターへご連絡ください。

日時：8月9日 午前10時
場所：役場 鶴田支所

【入札日時・会場】

日時：8月28日(水) 午後2時
場所：役場本庁 別館3階大会議室

【保証金】

入札金額の5%以上を納付

＜お問い合わせ先＞

さつま町教育委員会 学校給食センター 学校給食センター係
電話：(0996)53-1117
窓口：学校給食センター



消防ポンプ自動車

- ・型 式 KC-FG538D
- ・駆 動 5速マニュアル
- ・用 途 特殊 ※8人乗り
- ・走 行 距 離 13, 795km
- ・初年度登録 平成9年11月
- ・車検有効期限 令和7年11月9日
- ・総排気量 4.56L ※燃料は軽油

【参加資格】

町内に事業所を有する法人または住所を有する個人

【入札申込期間】

8月1日(木)～23日(金)
午前8時30分～午後5時15分
※入札申込期間内に車両を下見できます。

【入札日時・会場】

日時：8月28日(水) 午後2時
場所：役場本庁 別館3階大会議室

【保証金】

入札金額の5%以上を納付

＜お問い合わせ先＞

さつま町役場 消防総務課 消防団係
電話：(0996)52-0119
窓口：町消防本部